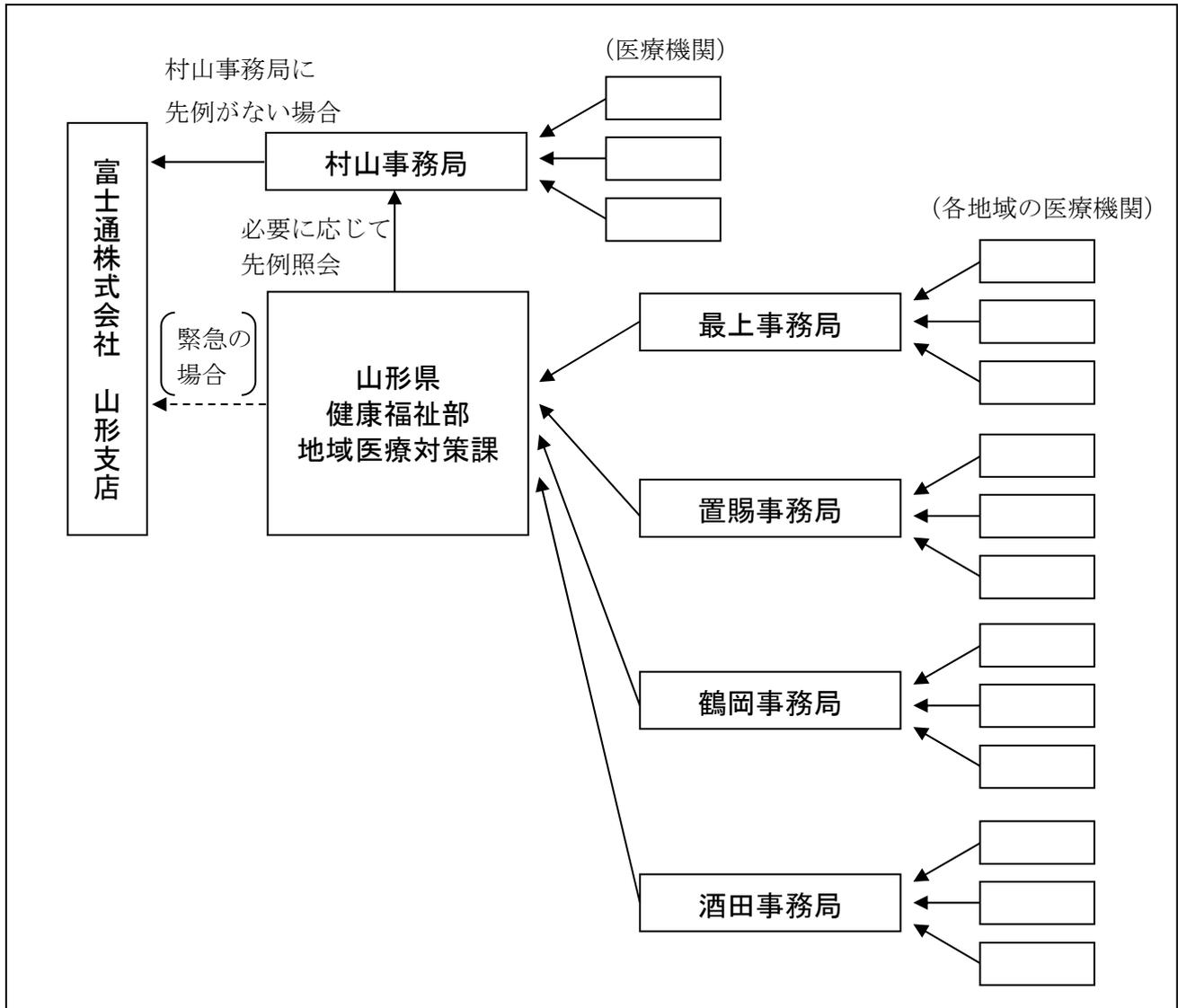


山形県医療情報ネットワークの広域連携にかかる
HumanBridge の利用に係る相談フロー



- ① HumanBridge の利用について疑義がある場合、医療機関は、各地域の協議会事務局へ問い合わせる。(医療機関から富士通株式会社へ直接問い合わせをしないこと。)
- ② 村山地域以外の各地域協議会事務局は、問い合わせ内容を山形県健康福祉部地域医療対策課へ照会する。
- ③ 山形県健康福祉部地域医療対策課は、照会事例について先例(過去の類似事例等)を確認するため、必要に応じて村山事務局へ照会する(なお緊急の場合、先例照会せずに富士通株式会社へ直接問い合わせる場合も想定)。
- ④ 先例がない場合、村山事務局において富士通株式会社へ照会する。
- ⑤ フローの逆順に回答する。